令和4年2月1日 道路·交通計画部道路管理課

特別区道路線の認定

1 概 要

認定

- (1)世田谷区八幡山三丁目217番2の内から111番1の内まで (街区 八幡山三丁目37番)
- (2)世田谷区八幡山三丁目50番1の内(街区 八幡山三丁目37番から38番まで)
- (3)世田谷区八幡山三丁目147番5の内から粕谷二丁目7番8の内まで

(街区 八幡山三丁目37番)

(参考)

番号	延長	幅 員	面積	道路の現況
	(メートル)	(メートル)	(平方メートル)	
		9.00から		
(1)	5 5 8 . 7 4		5150.85	未整備
		11.98まで		一部仮整備
(2)	93.13	6.00	561.34	未整備
		8. 12から		
(3)	64.15		5 9 4 . 4 0	未整備
		11.93まで		一部仮整備

案 内 図

新たに認定する特別区道路線 (区域決定)

街区

八幡山三丁目37番、38番

